

称号及び氏名 博士（社会福祉学） 篠原 拓也

学位授与の日付 平成 29 年 3 月 31 日

論文名 「社会福祉学における人権論の構想」

論文審査委員 主査 児島 亜紀子

副査 西田 芳正

副査 東 優子

論文要旨

本論文の問題意識は、社会福祉学における人権論とはいかなるものか、また今日の社会福祉学における人権論が〈人権〉の意義をどのように捉えるべきかということにある。

伝統的に社会福祉学が制度・政策・サービス体系たる〈実体概念としての社会福祉〉に焦点化する立場にあるとしても、今日、その根拠たる「人権＝生存権としての社会福祉」としての〈人権〉観が揺らいでおり、その中で〈人権〉の意義を市民一人ひとりの側から捉え直すために、社会福祉学としてどのような〈人権〉の構想をもっているのかを改めて考える必要がある。社会福祉学は日本国憲法という実定法一つを取り上げて、伝統的にその重要な一文、一語についての解釈を行ってきたのであって、自らの理念をもってその時代その社会の変化に合わせた積極的な解釈に明に暗に関わってきた。憲法改正であれ違憲の疑いのある事案であれ、今日こそ、日本国憲法の「身体」に対する立場——要するに実定法のテキストの本質的意味の表象、またそれに関する法学者や裁判官の見解——とは別に、社会福祉学は日本国憲法に体现されたその「精神」を吟味することをもって積極的かつ柔軟に解釈に関わってきたことを自覚し、〈人権〉をめぐる諸権利のあり方について考えることが重要と思われる。すなわちそれは民主主義に結びついた再考であり、社会福祉学、また現場専門職も非専門職も含めた「福祉に関わる全ての人」は、「福祉に関わる」以上その共有すべき基軸をもちながらも、一人ひとりが自らの解釈と創造の能力をもって、〈人権〉に関する諸々の実定法のテキストのあり方に関わることができるのだという市民的な自信をもつべきである。したがって社会福祉学が想定すべき〈人権〉の実践は、実定法の統一された解釈のように正しいものの啓蒙を行うというよりも、〈人権〉の何たるかについてその共有すべき基軸を示したり、その暫定的な反映物である実定法のテキストを補助線としたりしながら、あくまで市民一人ひとりが〈人権〉として保障されるべきものがいかなるものであるかについて柔軟に意味づけ主張していく態度を促すことである。実定法レベルの〈人権〉は法治国家の働きとして実際に法的ないし法学的諸関係にお

いて市民を拘束するが、しかし〈人権〉の望ましい意味は常に柔軟に解釈し争うことが許されている。そのようなプラグマティックな民主主義の文脈に社会福祉学は位置づき、「福祉に関わる全ての人」は常に民主主義の進歩の契機にある者として自らを、そして市民一般を、定位する必要がある。

序章において、社会福祉学という学問の特徴について、またこの学問における〈人権〉に関する議論の系譜について述べた。社会福祉学における人権論としては、社会保障法学を中心とする法学、運動論＝新政策論、福祉思想・福祉哲学という3つの系譜ないし領域があり、それを社会福祉学における人権論として統合的に捉え直す上で、社会福祉学一般に通ずる〈福祉の理念〉との関係において〈人権〉を捉える視点に着目した。

これを可能にするための社会福祉学そのものの構想、すなわち〈目的概念としての社会福祉〉に依拠した社会福祉学という視点について第1章で論じた。社会福祉学は〈人間の尊厳〉を中心にした〈福祉の理念〉に強く規定されているところにその特徴がある。これは〈福祉の理念〉の実現という目的をもって政策や援助という異なる立場の研究者が連帯していることを意味する。この点を意識して、古典プラグマティズム思想に着想を得た「プラグマティズム転換」論を参考にしつつ、社会福祉学の伝統的枠組みを再考し、〈実体概念としての社会福祉〉に基づく社会福祉学の構想から〈目的概念としての社会福祉学〉に基づく社会福祉学への転換を図った。また社会福祉学にはこれまでも、従来の〈実体概念としての社会福祉〉を中心に据える研究ではより高次の目的から考えて不十分であると示唆する議論があり、それらは社会福祉学からあえて〈社会〉の概念を取り払い、〈福祉〉を強調していた。それらの試みを〈目的概念としての社会福祉〉に立ち返る試みとして再定位した。

第2章では第1章の視座から〈人権〉をめぐる様々な議論の位相を〈福祉の理念〉に置きなおし、社会福祉学における〈人権〉を人権論における超実定法レベルの〈福祉の理念としての人権〉として定位した。社会福祉学においては生存権・幸福追求権を融合的、調和的に捉えこれを〈人権〉において中心化する。それは①人権を対国家ではなく私人間関係において捉えている、②国家を人権の侵害者ではなく保護者として考えている、③自由権より社会権を強調しているといった、日本人の「独特の生存権感覚」ともいわれる一般的な〈人権〉観と親和的である。一般的な〈人権〉観は超実定法レベルの〈理念としての人権〉という位置をもち、社会福祉学における〈人権〉はここにおいて〈福祉の理念としての人権〉として定位できる。法学的に誤った知ともいえる〈福祉の理念としての人権〉という見方に対しては批判があるかもしれない。しかし社会福祉学における〈人権〉観はそもそもそれに近いこと、また福祉専門職は市民の生活感覚、生活問題に接近して〈人権〉保障を行う立場であるため、まずもって超実定法レベルの〈福祉の理念としての人権〉として定位することが可能だと考えられた。

〈福祉の理念としての人権〉を起点に3つの研究の方向性が示された。一つは〈福祉の理念としての人権〉はそれ自体望ましい人間社会像、すなわち人権尊重社会である〈目的概念としての社会福祉〉に説明を与えることであり、一つは、制度・政策・サービス体系つまり〈実体概念としての社会福祉〉のあり方を規定することである。もう一つが、社会

福祉制度・政策や福祉専門職の実践に限らずに〈目的概念としての社会福祉〉を実現する方策、つまり〈実体概念としての社会福祉〉に入らない集団、場所、モノ、行為実践などあらゆる事物をその射程に入れることである。つまり〈福祉の理念としての人権〉を市民サイドに要求するものである。それは公的責任の転嫁としての「日本型福祉社会」「新しい連帯」の文脈に沿うものとみなすこともできるが、むしろこの傾向を打開するための、非専門職を含めた市民意識の醸成と連帯にその要点がある。〈戦前／戦後〉の画期を設け〈戦後〉の社会構想を理念レベルでも実体レベルでも表現する日本国憲法は〈戦後〉の条件として公的責任・国民の権利性と不可分に観念されており、〈社会福祉〉もその日本国憲法に従って観念されている。そこには憲法が市民による国家への命令として機能する立憲主義の前提があるが、しかし当然のことながら命令する当の市民の側に命令の内容たる〈人権〉思想への敬意と主権者たる自覚、市民としての連帯意識がなければならない。ここにおいて国家ではなく市民の側が敬意を払い守るべき〈戦後＝日本国憲法＝人権⇒権利としての社会福祉〉という側面が求められる。その領域を〈社会福祉〉の枠外で追求したのが一番ヶ瀬康子の福祉文化論である。

第3章では第2章の議論を受けて、1980年代末に一番ヶ瀬康子によって開拓された福祉文化論に着目し、これを足掛かりにして今日の社会福祉学における人権論のあり方について考察した。福祉文化論の特質あるいは可能性とは、一番ヶ瀬の福祉文化論が運動論＝新政策論の問い直しの文脈をもっており、〈社会福祉〉を追求するための民主主義の土壌を要求しつつ、その表現として〈人権〉という権利の語彙を柔軟に解釈・記述することを促している点であった。その条件としては、①共同体の〈文化〉に身を置く状況がはじめにありながらも、一人ひとりが市民として自らの感覚や行動の指針たる〈福祉の心〉をもって生きるべき〈文化〉を追求する態度、②望ましい〈感情〉の力、③望ましい人間的生活や人間社会のあり方への想像力とそれに基づいて法のテキストを解釈・記述する〈文学性〉が求められる。一番ヶ瀬福祉文化論には「福祉に関わる全ての人」一人ひとりの〈福祉の心〉や〈感情〉が〈文学性〉を帯びて〈人権〉概念に「流入」という見立て、また〈福祉文化〉を基盤にして〈人権文化〉が目指されるという見立てがあった。その〈人権〉観の意義に関する展開的考察としてローティらの議論やケアの倫理の議論などを参照しつつ、社会福祉原論における運動論＝新政策論的視点に立ち戻り、福祉文化論のアイディアを踏まえた社会福祉学における人権論の構想として示した。

〈人権〉として保障されるべきものがいかなるものであるかについて、生活世界としての文化的な生を起点に、市民一人ひとりが相互行為と自己修正を通して柔軟に意味づける、そのようなプラグマティックな民主主義の文脈と社会福祉学は親和的である。「福祉に関わる全ての人」は、常に民主主義の進歩の契機にある者として、自らをそして市民一般を定位する必要がある。そのような構想のもと、本論文では〈福祉の理念としての人権〉というアイディアを提示し、またその実現に向けた一つのモデルとして福祉文化論を位置づけている。

学位論文審査結果の要旨

篠原拓也氏の学位授与申請論文「社会福祉学における人権論の構想」につき、主査・児島重紀子教授、副査・西田芳正教授、東優子教授の3名による審査委員会において、3回にわたり人間社会システム科学研究科博士論文審査基準（社会福祉学専攻）に基づく審査を行った。審査委員会は、第1回目・1月26日19時より19時40分まで、第2回目・2月2日10時より10時30分まで、第3回目・2月6日16時20分より17時15分まで、児島研究室および大会議室において行われた。

本論文は、伝統的に〈人権〉概念を重視し社会変革を目指してきた社会福祉学が、自らのレゾナードルともいえる当該概念を問うことは講学上の必然であるとし、実定法レベルで〈人権〉保障システムのあり方が揺らごうとしているこんにち、市民の連帯意識と運動を枢軸として展開する社会福祉学固有の〈人権〉論を構築しようとする試みである。以下に記すように、審査委員会において、本論文は研究テーマの絞り込み方、研究方法、研究結果等のいずれにおいても学位授与に相応しいと判断された。

1) 研究テーマが絞り込まれているか。

本論文は、社会福祉学の理念と緊密に結びついた〈人権〉概念が、自由権ではなく生存権を柱とする「社会権」として社会福祉学領域においてもつばら観念されてきたことに着目し、このことを社会福祉学の〈人権〉理解の特徴であるとする。社会権を軸とする〈人権〉を「福祉の理念としての人権」として再定位する理説として、本論文は一番ヶ瀬康子による「福祉文化」論に焦点づけ、「福祉文化」は民主主義の発展に資する新たな市民運動を喚起させるという文脈で理解すべきものであると論じる。このように、本論文は社会福祉における基本概念である〈人権〉を丹念なテキストの読みを通して探求し、社会福祉学固有の〈人権〉論の可能性を追求したものであり、テーマは十分に絞り込まれている。

2) 研究の方法論が明確であるか。

本論文はわが国の社会福祉学における社会福祉原論や福祉哲学といった原理論領域の文献はもとより、当該テーマに関連する内外の人文社会科学のテキストに目配りしてそれらを批判的に吟味し、かかる作業ののち導出した理論枠組を用いて社会福祉学に親和的な〈人権〉論を構想するという方法を採用しており、その方法論は明確であると判断される。

3) 先行研究が十分に踏まえられているか。

本論文は、わが国の社会福祉学において、こんにちまで〈人権〉概念に言及してきた膨大な論考を、その内容や志向性によって、社会保障法学・運動論（新政策論）・福祉思想／福祉哲学（ソーシャルワークの価値論を含む）という3つの領域に分類し、それぞれの所説の特徴を吟味している。本論文は、これらの先行研究の到達点と限界を十分に踏まえて

いるのみならず、先行研究を批判的に吟味する際に依拠した R. ローティの所説についても十分に読み込んでいることが認められる。

4) 結論に至る論理展開が説得的であるか。

本論文は、社会福祉学においてこれまで自明とされてきた〈実体概念としての社会福祉〉という対象規定を一旦棚上げし、社会福祉学とは多様な学問的背景をもった研究者が共通の理念のもとに結集し、〈目的概念としての社会福祉〉を実現するために学問的分業を行っていることにより、理念としての〈人権〉を掘り下げることの意義を社会福祉学の講学上の課題として浮かび上がらせた。そのうえで、一番ヶ瀬康子による「福祉文化論」を取り上げ、この議論が福祉の理念としての〈人権〉論を展開したものとして再評価・再定位できることを論じつつ必要に応じてローティの人権論やケアの倫理の議論も挿入しながら、社会福祉学における〈人権〉論の輪郭を描出した。本論文では、一番ヶ瀬「福祉文化論」がいかなる意味で今日的な評価に耐えるものであるかを説得的に論じており、社会福祉学における〈人権〉論の方向性を導出する道筋が論理的に展開されている。

5) 研究内容に独創性があり新しい知見を提示しているか。

本論文の示した多くの知見のうち、特に以下の2点に絞って述べる。

- ① 社会福祉学における〈人権〉論の系譜を明らかにし、それらの限界や可能性を吟味したうえで、社会福祉学の固有性をふまえた新たな〈人権〉論を提示したこと。

本論文の序章と第1章、第2章において、篠原氏は、社会福祉学が日本国憲法の精神を重視してきたことを主張している。すなわち社会福祉学が目指したのは実定法の統一的な解釈ではなく、憲法によって保障される「べき」ものを柔軟に意味づけてきたのであって、具体的には日本国憲法の25条、13条を柱とした「福祉の理念」を「人間の尊厳」に接続させてきたのが社会福祉学のこれまでの〈人権〉の捉え方の特徴であるとする。そのうえで、社会福祉学において「福祉の理念」を自覚的にテーマ化してきた研究を3つの系譜・3つの領域に分類する。それらは、社会保障法学、社会福祉運動論（新政策論）、福祉思想・福祉哲学（ソーシャルワークの価値論を含む）である。篠原氏は、それぞれの系譜における〈人権〉概念の捉え方を分析し、その結果、前2者の〈人権〉の捉え方と、福祉思想・福祉哲学における〈人権〉の捉え方には相違点があることを明らかにする。すなわち、前2者が日本国憲法の精神を体現し、25条・13条を基軸として〈人権〉を捉えているのに対し、福祉思想・福祉哲学はノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンなどの理念を〈人権〉に重ねて理解する傾向があるとする。社会福祉学においては、〈人権〉概念は古くから福祉の理念ないし基礎概念として捉えられてきたが、本論文のように〈人権〉をめぐる社会福祉の言説を整理して体系化した研究はない。

- ② 社会保障法学、運動論（新政策論）、福祉思想／福祉哲学における〈人権〉観を総合的に視野に収めることができる議論として一番ヶ瀬康子の「福祉文化論」を再定位し、福祉文化を〈人権文化〉として発展させ、〈人権〉論の枠組と方向性を示したこと。

本論文では、一番ヶ瀬康子の後期の業績である「福祉文化論」に着目し、この議論において一番ヶ瀬が主張した「福祉の心」や「感情」を積極的に〈人権〉概念と接続させ、「福祉文化」を「人権文化」として構想しようと試みている。社会福祉学、ことに社会科学的な構えのもとに展開されてきた社会福祉原理論研究分野では、「福祉の心」や「感情」に訴えかけることが「禁じ手」であったため、一番ヶ瀬「福祉文化論」は、これまで学会でほとんど閑却されてきた。本論文は、ローティやケアの倫理を参照しながらこの議論の可能性を論じており、やや性善説に傾きすぎるのではないかといった疑問が残るものの、埋もれていた一番ヶ瀬の研究に光を当て社会福祉学の〈人権〉論の方向を示すものとして提示したことは評価できる。

- 6) 当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められるか。

本論文は、社会福祉学における基礎概念である〈人権〉を「福祉の理念」と関わらせて探求し、その結果社会福祉学における〈人権〉論というこれまでになかったタイプの議論を形成したという点において、社会福祉原論研究を一步前進せしめたといえる。

以上のことから、審査委員会は、篠原拓也氏に対して博士（社会福祉学）の学位を授与することがふさわしいものと判断した。